

美里町総合体育館指定管理者募集要項

美里町では、公の施設である美里町総合体育館（以下「本施設」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に達成するため指定管理者制度を導入することとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年美里町条例第70号）第2条、美里町総合体育館条例（令和2年美里町条例第33号）第13条の規定に基づき、美里町総合体育館の指定管理者を募集します。

1 施設概要

名 称	美里町総合体育館
所 在 地	美里町萱野745番地
施設の設置目的、役割等	地域間交流と町民の健康増進及びスポーツ活動を推進する施設
施設の沿革	平成14年4月供用開始
建物構造	一部木造鉄骨造
面 積	敷地面積7617.65㎡ 延床面積3541.65㎡
主要設備・備品等	別記1（仕様書） 別記2（備品一覧）参照
施設内容	1 階 ・ バレーボールコート2面（バドミントンコート6面） ・ トレーニングルーム ・ 柔道場1面 ・ 剣道場1面 ・ 談話室 ・ 研修室 ・ 事務室 ・ トイレ（男・女各1） ・ 倉庫 ・ 観客席 2 階 ・ 観客席 ・ 放送室 ・ ジョギングコース

休 館 日	・ 毎週月曜日。（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日。） ・ 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで。）						
利用時間	午前9時から午後10時まで。						
現在の管理運営状況	美里町総合体育館の管理に関する基本協定書による指定管理者により運営						
現在の料金体系	単位：円						
	区 分		単 位	町内者		町外者	
				昼間	夜間	昼間	夜間
	バドミントンコート		1面1時間当り	110	220	220	440
	バレーボールコート		1面1時間当り	220	550	440	1,100
	アリーナ		全面1時間当り	440	1,100	880	2,200
			半面1時間当り	220	550	440	1,100
	ステージ		1時間当り	220	550	440	1,100
	トレーニングルーム		1人1時間当り	110	110	220	220
	ジョギングコース		1人1時間当り	50	110	110	220
	剣道場		1時間当り	110	220	220	440
	柔道場		1時間当り	110	220	220	440
	研修室	部屋利用料	1時間当り	110	220	220	440
		冷暖房利用料		220			
	談話室	部屋利用料	1時間当り	110	220	220	440
		冷暖房利用料		220			
※利用料に消費税含む							

2 基本方針及び管理運営業務基準等

（1）管理運営等の基本方針

今回指定管理者制度の導入については、利用者サービスの更なる向上や利用率の増加を図ることを目的としており、本施設を管理運営するにあたり、次に掲げる項目を基本的な考え方とします。

- ①地域間交流と町民の健康増進及びスポーツ活動を推進する本施設の設置目的に基づく管理運営を図ること
- ②利用者の意見等を管理運営に反映させての利用促進を図ること

③施設の効率的な管理運営を行い、管理運営費の縮減に努めること

④個人情報管理の徹底を図ること

(2) 管理運営業務基準

指定管理者は、美里町総合体育館の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）及び美里町総合体育館管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）に留意し、本施設の設置目的に沿った管理及び運営に努めるものとします。

なお、基本協定締結時における管理運営業務の基準に関する細目的事項は、協議のうえ協定で定めます。

3 指定期間及び指定管理料

(1) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

(2) 指定管理料

本施設の管理に要する経費は、条例で定める利用料金収入、その他の事業収入及び町から支払う委託料によって賄うこととします。このうち、指定期間中に町が支払う指定管理料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募者から各年度の委託額の提案を求めます。

なお、町からの指定管理料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と町との間で締結する協定書で定めます。

基準価格（5年間）54,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※基準価格を超える提案があった場合には、第1次審査で失格となりますので、ご注意ください。

※町が直接行う業務に関わる経費や、基本協定書及び仕様書に定める経費については、町が負担するものとします。

4 募集スケジュール

項目	実施方法等	日程
公募開始（公告）	美里町公式HP等に募集の公告を掲載	令和7年8月1日（金）
申請書提出期間	郵送又は直接持参	令和7年8月1日（金） ～ 9月1日（月）
質問書受付期間	FAX又は電子メールにて受付	令和7年8月1日（金） ～ 8月15日（金）
質問書に対する回答	FAX又は電子メールにて回答	令和7年8月22日（金）
1次審査〔書類審査〕	美里町中央公民館	令和7年9月中旬頃

2次審査 [プレゼンテーション]	美里町中央公民館	令和7年10月中旬頃
審議会選定結果通知・公表	通知書送付及び美里町公式HPに掲載	令和7年10月下旬頃
議決予定日		令和7年12月中旬頃
協定書締結予定日		令和8年1月下旬頃

5 応募資格

応募資格は、次の要件を全て満たす法人又は複数の法人が共同する団体（以下「グループ」という。）とします。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②応募申請書の提出日から指定管理者候補者の選定通知をした日までに美里町から指名停止措置を受けていないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ⑤主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県民税、法人税、消費税（地方消費税含む）、市町村税等の滞納がないこと。
- ⑥労働者災害補償保険に加入していること。

※複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ・代表団体を選出し、町とのやり取りについては代表団体が行ってください。
 - ・「6 応募申請手続き」の「（1）申請書類」については、「グループ構成団体一覧表」及び「申請手続等に関する委任状」も提出し、③～⑧については構成団体それぞれについても提出してください。
 - ・応募申請については、一応募者につき一提案に限ります。なお、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。
- また、その他の構成員も「5 応募資格」①～⑥のすべての要件を満たすことが必要です。

6 応募申請手続き

(1) 申請書類

- ①指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）及び管理業務の収支予算書（様式第3号）
- ③法人（団体）概要書2-1、2-2（様式第4号）
- ④定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑤法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- ⑥申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他法人等の財務状況を明らかにする書類
- ⑦申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の法人等の業務の内容を明らかにする書類
- ⑧労働災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない場合は除く。）
- ⑨納税証明書
ア法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
イ熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ウ美里町の町税（同町税が課税されていない者で町外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について未納がないことの証明書
- ⑩誓約書（様式第5号）

※複数の法人等でグループを構成して申請する場合は下記の書類も提出してください。

- ・グループ構成団体一覧表（様式第6号）
- ・申請手続等に関する委任状（様式第7号）

※町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 申請書提出期間

令和7年8月1日（金）から令和7年9月1日（月）まで
（土日、祝日除く午前8時30分から午後5時まで）

(3) 提出先

〒861-4406 熊本県下益城郡美里町馬場6番地
美里町中央公民館 社会教育課 社会体育係
電話番号：0964-46-2038 F A X 番号：0964-46-3434

(4) 提出部数

正本1部、副本6部（副本についてはコピー可）

※原則 J I S 規格 A 4 用紙で提出すること。

※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※F A X、電子メールでの提出は認めません。

7 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年8月1日（金）から令和7年8月15日（金）まで

(2) 受付方法

質問書（様式第8号）に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX番号 : 0964-46-3434

メールアドレス : shakaitaiiku@town.kumamoto-misato.lg.jp

※電子メールの場合は、件名を「指定管理者公募関係質問書」としてください。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年8月22日（金）午後5時までに、応募者又は質問者全員に対し、質問受付期間に受領した全ての質問内容及び回答をFAX又は電子メールにて送信します。

8 指定管理者候補者の選定等

(1) 選定方法

指定管理者候補者は、外部の有識者5名で組織する指定管理者選定審議会（以下、「審議会」という。）において次の方法で選定します。

① 1次審査

申請書等の提出書類により応募資格、提出書類等に不備がないか、事業計画書の内容が本募集要項に従って記載されていること等の書類確認を行います。また、事業計画書等の内容を8（2）の審査基準を基に採点し、評点が高い者から上位3位を1次審査通過者としします。

※応募者が3者以下の場合は、書類審査のみ行います。

※書類確認の結果、応募資格がないと認められた者又は上位3位に入らなかった者は次の審査対象になりません。

※1次審査の審査結果は、町から書面にて通知します。

② 2次審査

1次審査通過者は、事業計画書の記載内容に関するプレゼンテーションを行い、審議会は8（2）の審査基準を基に採点します。この採点の結果、最も評点が高い者を審議会の指定管理者候補者として町に答申します。

なお、委員5名の合計点（500点満点）が300点に満たなかった場合（100分の60未満）は、指定管理者候補者の選定の対象としないものとします。

また、町は審議会からの答申を踏まえ、最終的な指定管理者候補者を選定します。

※2次審査の実施日や場所、機材の使用等の詳細については、1次審査結果通知と併せて通知します。

(2) 審査基準及び配点

N o	審 査 基 準	審 査 項 目		配 点
1	施設の設置目的 達成のための運 営方針及びサー ビスの向上	①設置目的達成の ための運営方針	施設運営のための運営方針は、本施設の 設置目的を達成することができるものか	2 0
		②サービス向上	利用者等の要望、意見等を把握し、迅速 に反映させる方法がとられているか	
2	施設の効用の最 大発揮及び管理 経費の縮減等	①施設の効用の発 揮	利用拡大を図るための方策が適切にとら れているか 自主事業の内容が、施設の設置目的に合 致しており、かつ、利用者にとって魅力 的なものか 地域、関係機関、近隣施設との連携が積 極的に図られる計画か	3 5
		②管理経費の縮減 等	民間のコスト削減のための創意工夫が組 み込まれているか	
3	管理を安定して 行う物的及び人 的能力	①物的能力	団体の経営が安定しており、施設管理を 継続安定的に行うことができるか 過大な収入（利用者数増など）を見込 む、必要な支出を計上しないなど、不適 切な収支計画となっていないか 個人情報保護及び情報公開への取り組み は適切か	2 5
		②人的能力	適切な人員を配置しているか スタッフへの指導育成、研修体制は十分 か	
4	その他の要件	①その他の提案	地域雇用や地元企業活用に関する提案等 があるか	2 0
		②防災・安全管理	災害や事故等、緊急時の対応は的確で、 事故防止にも取り組まれているか	
		③運営実績	類似施設における運営実績の有無及び実 績状況は高いものか	
合 計				1 0 0

9 無効又は失格

本要項中に記載している条件を満たしていない場合、また、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ①申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤その他、審議会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

10 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、令和7年12月開会予定の美里町議会において指定管理者の指定の議決と経て決定します。

※議会にて否決された場合は、指定管理者の指定は行われません。

※上記により指定管理者の指定が行われない場合でも、町は応募に要した費用等の支払いは行いません。

11 選定結果等の公表

応募状況については、申請した団体の名称について公表します。

選定結果については、各応募者に文書で通知するとともに、町のホームページ上で、各応募者の得点状況、指定管理者候補者の選定理由等を公表します。

12 業務の引継ぎ等

令和8年4月1日からの管理運営が円滑に開始できるよう、指定管理者はこれまで管理運営を行ってきた者と業務の引継ぎを十分に行ってください。引継ぎに要する費用は指定管理者の負担とします。

13 その他留意事項

- ①応募申請受付後における提出書類の差し替え及び再提出は、認めないものとします。
- ②指定管理者候補者の提出書類に著作権がある場合の著作権は町に帰属し、指定管理者候補者に選定されなかった提出書類の著作権は応募者に帰属します。
- ③提出された書類は返却しません。
- ④応募及び審査に際して応募者に係る経費は、全て応募者の負担とします。
- ⑤提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑥提出された書類は、美里町情報公開条例（平成19年美里町条例第2号）に規定する非公開の取り扱いになるものを除き、公文書公開の対象となるので留意してください。

14 添付様式・資料

- ①指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- ②美里町総合体育館指定管理者事業計画書（様式第 2 号）
- ③美里町総合体育館管理業務の収支予算書（様式第 3 号）
- ④法人（団体）概要書（様式第 4 号）
- ⑤誓約書（様式第 5 号）
- ⑥グループ構成団体一覧表（様式第 6 号）
- ⑦申請手続等に関する委任状（様式第 7 号）
- ⑧質問書（様式第 8 号）
- 美里町総合体育館指定管理運営業務仕様書
- ⑩備品台帳
- ⑪美里町総合体育館管理運営に関する基本協定書（案）
- ⑫美里町総合体育館管理運営に関する年度協定書（案）
- ⑬美里町総合体育館収支一覧[令和 5 年度－令和 6 年度]